公益財団法人秋田県育英会役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

（目　的）

第１条　この規程は、公益財団法人秋田県育英会（以下「育英会」という。）定款第 16 条及び第 30 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定　義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　役員とは、理事及び監事をいい、評議員も含めて役員等という。

(2)　常勤役員とは、理事のうち、育英会に常勤する者をいう。

(3)　非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(4)　報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第５条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。

(5)　費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤費、旅費及び手数料等の経費をいう。

（報酬等の支給）

第３条　育英会は、役員等の職務遂行の対価として、報酬を支給することができる。ただし、受領を辞退する申し出があったときは、支給しないこととする。

２　常勤役員には、月額の報酬を支給する。

３　非常勤役員のうち、理事長の報酬は月額とし、その他の非常勤役員に対しては、理事会出席等、必要の都度、定額の報酬を支給することができる。

４　常勤役員には、毎年６月及び１２月に賞与を支給することができる。

５　評議員には、定款第 16 条に定める金額の範囲内で、評議員会出席等、必要の都度、定額の報酬を支給することができる。

６　役員等には、退職手当は支給しない。

（報酬等の額の算定）

第４条　役員に対する報酬の額は、別表第１に定める額とする。

２　常勤役員に対する賞与の額は、別表第２に定める額とする。

３　評議員に対する報酬の額は、別表第３に定める額とする。

（報酬等の支給日）

第５条　理事長及び常勤役員の報酬及び賞与は、職員の給与又は賞与の日に支給する。

２　理事長以外の非常勤役員の報酬は、理事会出席等の都度支給する。

３　評議員の報酬は、評議員会出席等の都度支給する。

（報酬等の支給方法）

第６条　報酬等は、通貨をもって、直接役員等に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

２　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（通勤手当）

第７条　常勤役員には、その通勤の実態に応じ、職員の通勤手当の支給基準に準じて通勤手当を支給する。

（費　用）
第８条　育英会は、役員等がその職務の遂行にあたって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

（公　表）
第９条　育英会は、この規程をもって、公益法人認定法第 20 条第１項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改　廃）
第 10 条　この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補　則）
第 11 条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附　則
１　この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第１項に定める公益法人の設立の登記の日（平成２５年４月１日）から施行する。
（平成２５年６月１７日　評議員会追認）
２　財団法人秋田県育英会役員等の報酬等に関する規程は、この規程の施行の日に廃止する。

附　則
この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則
この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則
この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則
この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則
この規程は、令和７年４月１日から適用する。

別表第１「役員の報酬」
（第４条第１項関係）

役　職　名	報　　酬　　の　　額
理　事　長	月　額　　５０，０００円
常 勤 役 員	月　額　　３１１，０００円
理事長以外の非常勤役員(監事を除く。)	理事会出席等の都度　　１人　１０，０００円
監　　事	理事会出席等の都度　　１人　１０，０００円
	監査実施の都度　　１人　１０，０００円 （ただし、監事が公認会計士の場合は、１人　５０，０００円）

別表第２「常勤役員の賞与」

（第４条第２項関係）

役　職　名	賞　　与　　の　　額
常 勤 役 員	６月及び１２月ともに報酬月額の２箇月分の額

別表第３「評議員の報酬」

（第４条第３項関係）

役　職　名	報　　酬　　の　　額
評　議　員	評議員会出席等の都度　　１人　１０，０００円